

様式(1) 是正処理済額等集計表

府省等又は団体名

国立大学法人大阪大学

(単位:円)

府省等 又は 団体名	検査報告の掲記状況					指摘金額 (A)	(A)のうち 是正の方途 がないもの (B)	是正処理対象		是正処理状況				是正処理未済状況		今後行うべき 是正処理の方法	備考			
	年度	態様	番号	件数	件名			件数	金額 (C)=(A)-(B)	前年7月31日ま での処理済額 (D)	前年7月31日 現在の 処理未済額 (E)=(C)-(D)	既往1年間の 処理済額 (F)		処理の 種類	処理済額計 (G)=(D)+(F)			件数	未済額 (H)=(C)-(G)	
												合計	(内訳)							
元号	年数																			
国立大学法人 大阪大学	平成	6	医療費	18	1	大学病院における診 療報酬の請求に当 たり、入院時医学管 理料等の請求が不 足していたもの	71,718,940	0	1	71,718,940	68,786,145	2,932,795	2,932,795	7	不納欠損	71,718,940	0	0	0	国立大学法人大 阪大学出納規則 第19条第1項第4 号による貸倒損 失処理
	平成	6	年度合計		1		71,718,940	0	1	71,718,940	68,786,145	2,932,795	2,932,795			71,718,940	0	0		
国立大学法人 大阪大学	平成	7	医療費	18	1	大学病院における診 療報酬の請求に当 たり、麻酔料等の請 求額に過不足があ ったもの	16,998,220	0	1	16,998,220	11,888,189	5,110,031	5,110,031	7	不納欠損	16,998,220	0	0	0	国立大学法人大 阪大学出納規則 第19条第1項第4 号による貸倒損 失処理
	平成	7	年度合計		1		16,998,220	0	1	16,998,220	11,888,189	5,110,031	5,110,031			16,998,220	0	0		
国立大学法人 大阪大学	平成	8	医療費	22	1	大学病院における診 療報酬の請求に当 たり、手術料等の請 求額が不足していたもの	8,417,670	0	1	8,417,670	6,818,445	1,599,225	1,599,225	7	不納欠損	8,417,670	0	0	0	国立大学法人大 阪大学出納規則 第19条第1項第4 号による貸倒損 失処理
	平成	8	年度合計		1		8,417,670	0	1	8,417,670	6,818,445	1,599,225	1,599,225			8,417,670	0	0		
国立大学法人 大阪大学	平成	12	医療費	62	1	大学病院における診 療報酬の請求に当 たり、手術料等の請 求額が不足していたもの	3,698,300	0	1	3,698,300	3,277,406	420,894	420,894	7	不納欠損	3,698,300	0	0	0	国立大学法人大 阪大学出納規則 第19条第1項第4 号による貸倒損 失処理
国立大学法人 大阪大学	平成	12	不正行為	70	1	職員の不正行為によ る損害が生じたもの	20,428,143	0	1	20,428,143	4,513,712	15,914,431	13,994,431			18,508,143	1	1,920,000	4	収納(不正行為)
国立大学法人 大阪大学	平成	12	不正行為	70	0	職員の不正行為によ る損害が生じたもの		0	0			0	(580,000)	4	収納(不正行為)					
国立大学法人 大阪大学	平成	12	不正行為	70	0	職員の不正行為によ る損害が生じたもの		0	0			0	(13,414,431)	8	その他					H22.5.7民事調停 成立による
	平成	12	年度合計		2		24,126,443	0	2	24,126,443	7,791,118	16,335,325	14,415,325			22,206,443	1	1,920,000		
	総合計				5		121,261,273	0	5	121,261,273	95,283,897	25,977,376	24,057,376			119,341,273	1	1,920,000		

備考

- 「検査報告の掲記状況」欄の記載は、次によること。
(ア) 「態様」欄には、検査報告に掲記された予算経理、保険料、工事その他の態様を記載すること。
(イ) 「件名」欄には、検査報告に太字で掲記されている見出しを記載すること。
- 「指摘金額(A)」欄には、検査報告に不当として掲記されている金額(補助金、貸付金等国の援助に係るものについては当該国の支出金相当額)を記載すること。
- 「(A)のうち是正の方途がないもの(B)」欄には、事案の性質上指摘金額の全部又は一部については是正の方途がないと認められる金額を記載すること。
- 「是正処理状況」欄の記載は、次によること。
(ア) 各処理済額欄には、是正処理の最終執行機関における処理済額を記載することとし、金銭により是正処理を行う場合には収納又は支払をしたときをもって当該収納済額又は支払済額を、金銭によらず手直し工事
(イ) 「既往10か月間の処理済額(F)」欄の「合計」欄には処理済の総額を記載する。2種類以上の「処理の種類」がある場合には、是正処理の種類ごとに行を別とし、その内訳額を「(内訳)」欄に記載するとともに
(ウ) 「処理の種類」欄には、下記の選択肢から該当するものを選択すること。なお、1件について2種類以上の是正処理を行った場合は、「既往10か月間の処理済額(F)」欄と同じ行にそれぞれの「処理の種類」を
(エ) 直近の検査報告掲記事項については、前年9月30日以前には是正処理されたものについても、「前年9月30日までの処理済額(D)」欄に記載せずに「既往10か月間の処理済額(F)」欄に記載すること。
(オ) 延滞金、加算金等元本に付帯する債権に充当されたものについては、これを是正処理済額に含めないこと。
- 「今後行うべき是正処理の方法」欄には、下記の選択肢から該当するものを選択すること。
- 本表は年度順(年度の古い順)に記載し、各年度の末尾に府省等又は団体別の年度合計額を記載し、全体の末尾に府省等又は団体別の総合計額を記載すること。
- 本表は、府省等又は団体別にそれぞれ別業とすること。